

*
*
*
*
* *

定 款

クボテック株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、クボテック株式会社と称する。
英文では、KUBOTEK CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機器・医療用機器等精密機器の製造および修理ならびに販売
2. 前号の精密機器に関する附属品の製造および修理ならびに販売
3. 自動制御装置および同附属品の製造および修理ならびに販売
4. 産業用ロボットの設計および製造
5. 電子機器用部分品の製造および修理ならびに販売
6. コンピューターおよび周辺機器の開発ならびに製造、販売、賃貸、輸出入および保守、管理業務
7. コンピューターソフトウェアの開発、製作、販売、賃貸、輸出入および保守、管理業務
8. 有線テレビジョン放送事業およびこれに附帯する設備の工事の請負、関連機器の開発、保守、販売ならびに賃貸
9. 音響機器、音響システムの設計、製造、販売、輸出ならびに修理
10. 蓄電機器、蓄電システムの設計、製造、販売、輸出および修理、ならびに保守、管理業務
11. 広告宣伝の企画、製作
12. 不動産の売買、賃貸および管理業
13. 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業務
14. 総合リース業ならびに産業用機械の賃貸
15. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社に取締役7名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第23条 当会社には監査役を5名以内を置く。

(選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第28条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）および監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める限度までとする。

第7章 計算

(事業年度)

- 第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当)

- 第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

- 第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2022年6月24日改定